

# 認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議開催要綱

平成 29 年 3 月 29 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 認知症の人にやさしいまちづくりの推進に向けて、本市としての基本的な考え方と施策の方向性を検討するため、認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 認知症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、保健福祉局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

3 その他、保健福祉局長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員がやむを得ない事情により有識者会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を臨時委員として出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第 5 条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(部会)

第 6 条 認知症の人にやさしいまちづくりに係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、保健福祉局長が指名する。

(有識者会議の公開)

第 7 条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日

市長決定)を適用する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、主管部長が定める。

附 則 (平成29年3月29日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。